

豊中市生活衛生関係施設監視指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における生活衛生関係施設（以下「関係施設」という。）に関する監視指導に関し、必要な事項を定めることにより、その業務の計画的かつ効率的な運用及び円滑な遂行を図り、公衆衛生の維持向上に資することを目的とする。

(要領の種類)

第2条 この要綱に定めのない個別の監視指導については、次の各号に掲げる要領で定めるものとする。

- (1) 豊中市生活衛生関係営業施設監視指導実施要領
- (2) 豊中市特定建築物監視指導実施要領
- (3) 豊中市専用水道監視指導実施要領
- (4) 豊中市プール監視指導実施要領
- (5) 豊中市動物飼養場監視指導実施要領

(監視指導計画)

第3条 市長は、毎年度、関係機関と調整の上、監視指導計画を作成し、計画的かつ効率的に監視指導を実施するものとする。

2 監視指導計画については、関係施設に対する監視内容、目標とする監視回数、重点監視事項等を定めるものとする。

(監視指導)

第4条 監視指導の対象施設は、市内にある関係施設とする。

2 監視指導の担当課は、保健所衛生管理課とする。

3 監視指導の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 担当職員は、第2条の各号で掲げる各要領に基づき監視指導（立入検査）を行い、その結果を記録するものとする。
- (2) 監視指導の結果、関係施設が構造設備基準及び衛生措置基準等に適合しない場合は、必要に応じて監視指導票（様式1。以下「指導票」という。）を交付し、改善を要する旨の指導を行い、かつ、指導票に記載した指導事項の確認を関係施設に求めるものとする。
- (3) 指導票を交付したときは、指導事項の改善状況を確認し記録するものとする。

(行政措置等)

第5条 市長は、改善等を指導したにもかかわらず、相当期間を経過しても改善等を行わないことにより、公衆衛生の確保ができないと認められる場合は、関係法令に基づく行政処分を行うものとする。

(生活衛生知識の普及啓発)

第6条 市長は、関係施設に対して監視指導結果及び生活衛生に係る最新の情報等に関する講習会を開催し、生活衛生知識の普及啓発を図るものとする。

(自主衛生管理の推進)

第7条 市長は、関係施設に対して維持管理計画の作成や自主点検の実施等を指導し、関係施設による自主衛生管理の推進を図るものとする。

(調査・研究等)

第8条 市長は、今後の監視指導活動に資するため、必要な事項について調査・研究を実施するものとする。

(職員の研修及び情報の共有化)

第9条 担当職員は、自ら啓発に努めるとともに国、他の自治体及び関係団体が開催する研修会や講習会等に参加し、最新の技術情報や衛生管理等の専門的・実務的な知識を習得するものとする。

2 担当職員は、苦情・相談事例等の情報の蓄積及び共有化を行い、今後の行政事務の充実を図るものとする。

(報告)

第10条 衛生管理課長は、当該年度の関係施設等監視指導の結果を翌年度4月末までに保健所長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から実施する。